

## 第30回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和6年8月14日(水) 午後 1時25分  
2. 開会の場所 鶴田町役場 301~303委員会室  
3. 閉会の年月日 令和6年8月14日(水) 午後 1時48分

### 4. 出席委員(14人)の番号及び氏名

1番 鈴木照子	2番 成田春光	3番 高橋洋美	4番 棟方廣光
5番 田村昭弘	6番 菊池俊輔	7番 辞職	8番 佐藤勝利
9番 三浦大俊	10番 <del>長内悟</del>	11番 秋庭礼子	12番 <del>瓜田良一</del>
13番 貴田徳正	14番 一戸辰美	15番 瀬戸弘之	16番 川村博行
17番 下山勝源			

### 5. 欠席委員(2人)

- 10番 長内悟  
12番 瓜田良一

### 6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名  
第2 参与及び書記の任命  
第3 議案第115号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について  
議案第116号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について  
議案第117号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について  
議案第118号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について  
報告第70号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第71号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 秋庭誠一	事務局次長 <del>王藤江里子</del>	主事 蒔苗一輝
-----------	------------------------	---------

### 8. 会議の概要

開会 午後1時25分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議長 只今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
これより、第30回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議長 直ちに本日の会議を開きます。  
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、1番鈴木照子委員と2番成田春光委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、秋庭局長、書記には莢苗主事を任命します。  
会期の件を議題といたします。お諮りいたします。  
本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。  
それでは議案の審議に入りますが、議案第115号から議案第118号まで一括議題とし、順次審

議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長

異議がないので、そのようにさせていただきます。

まず、最初に議案第115号の審議に入ります。事務局より説明願います。

事 務 局

それでは、今日工藤次長がお休みのため私から説明させていただきます。

議案第115号です。農地法第5条第1項の規定に基づく農地所有権移転転用許可の意見について。

農地法第5条第3項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。

この件は1件でございます。場所につきましては、配布している位置図でご確認ください。土地の表示は○○○○○○○○○○○○、地目は田でございまして、面積は231m<sup>2</sup>となっております。申請理由は普通住宅建築のためとなっています。農地区分につきましては、農業振興地域外の第2種農地となっていますので許可相当と認められます。

以上です。

議 長

それでは、議案第115号について現地調査した委員から報告をお願いします。

4番棟方廣光委員。

棟方委員

4番棟方です。それでは報告いたします。

去る8月6日、菊池委員、事務局と現地調査をいたしました。

転用する農地は、○○地区に位置している田の転用申請です。面積は1筆で231m<sup>2</sup>で、転用の目的は普通住宅建築のためとなっています。申請地の周辺は、北側と東側が住宅、南側が畠、西側が町道であり、付近に被害を及ぼす恐れは無いと認められます。

以上です。

議 長

ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第116号に関する、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

6番菊池俊輔委員。

菊池委員

はい、6番菊池です。それでは、報告いたします。

去る8月6日、棟方廣光委員、事務局と現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件です。

いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項6号には該当しない権利取得と認められます。

以上です

議 長

それでは、議案第116号について、事務局より説明願います。

事 務 局

議案第116号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。

農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。

本案件は4件です。No.1からNo.4について説明いたします。

令和6年7月17日に行われた鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が1件、普通売買が2件、贈与が1件です。

農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議長	ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
	【なし】
議長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第117号について、事務局より説明願います。
事務局	議案第117号です。農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があつたので、決定を求める。 本案件は6件でございます。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。
議長	ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
	【なし】
議長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第118号について、事務局より説明願います。
事務局	議案第118号でございます。農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があつたので、決定を求める。 本案件につきましては3件となっています。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 契約期間及び賃借料については記載のとおりです。 以上です。
議長	ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
	【なし】
議長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 それでは、表決に入ります。議案第115号から議案第118号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。
	【全員挙手】
議長	賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。 次に、報告第70号について事務局より説明願います。
事務局	報告第70号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。 農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。 No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。 合意解約した日につきましては、記載のとおりです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、質問ございませんか。
	【なし】

議長	ないので質問を打ちります。 次に、報告第71号について事務局より説明願います。
事務局	報告第71号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。 農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。 No.1について遺贈により所有権を取得したもので、No.2 No.3については相続により所有権を取得しました。 以上です。
議長	ただいまの報告について、質問ございませんか。
	【なし】
議長	ないので質問を打ちります。
議長	暫時休憩します。(午後1時40分)
	【暫時休憩】
議長	再会します。(午後1時47分)
議長	本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第30回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後1時48分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年8月14日

議長

委員

委員